

屋外スピーカ利用時の注意事項

1 概 要

屋外スピーカの放送は、防災センターから行う無線放送と、屋外スピーカに設置したボックス内の受話器（以下「屋外放送設備」という。）を使用する自局放送の2種類があります。

2 使用対象者及び設備

屋外放送設備を使用できる方は、施設管理者や自治会（以下「施設管理者等」という。）に属する方であり、使用可能な屋外放送設備は当該組織の属する校区内とします。

3 鍵の管理

施設管理者等は、屋外放送設備の鍵の管理を適切に行ってください。

4 放送可能事項

- （1）災害時等において、緊急に放送を要する防災等に関する事項。
- （2）自主防災組織等による防災訓練等に関する事項。
- （3）その他市が特に必要と認める事項。

5 注意事項

- （1）氏名、住所、電話番号等の個人情報放送してはいけません。
- （2）放送の開始にあたっては、「こちらは〇〇〇自治会です。」等、当該自治会等による放送であることを明確にし、放送に伴う問い合わせ等に対応してください。
- （3）学校等の施設に設置された屋外放送設備を利用する場合は、予め学校等の許可を得ておき、授業等の妨げにならないよう、十分配慮してください。
- （4）誤操作によりサイレン等が吹鳴されてしまった場合は、速やかに訂正の放送を行ってください。
- （5）放送中であっても、市又は全国瞬時警報システムからの無線放送が優先されるため、当該放送が中断された場合は、無線放送の終了後、再度放送を行ってください。
- （6）防災訓練等の放送を行うときは、「訓練」の語句を2回以上放送事項に冠して行ってください。
- （7）自治会等の放送に起因する苦情に対しては、使用した者の責において対応してください。